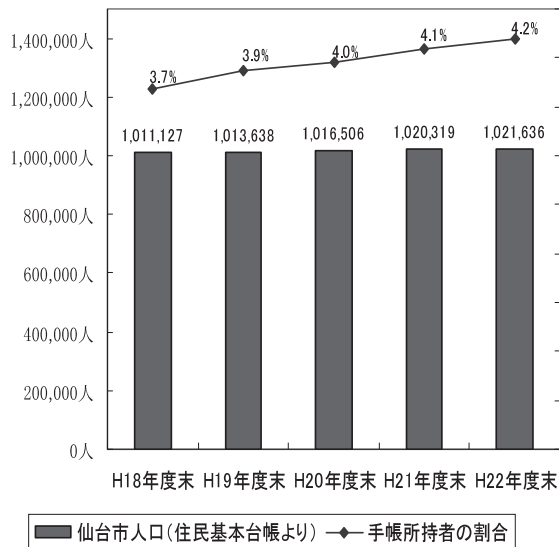


〈資料〉

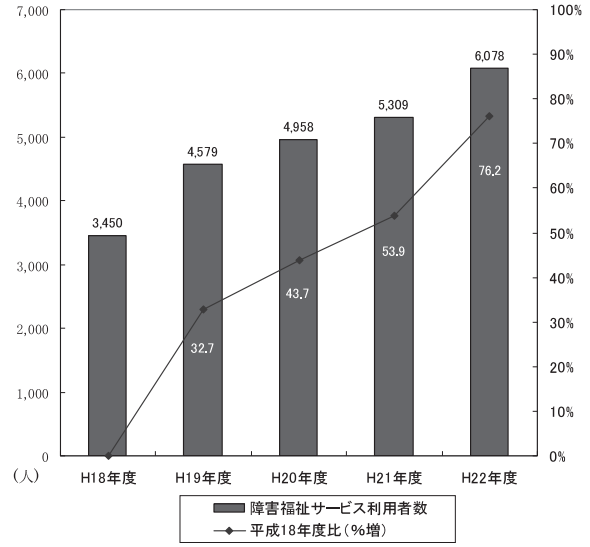
・ 統計データ

1. 障害のある方等の推移

(1) 仙台市の人口と手帳所持者の割合



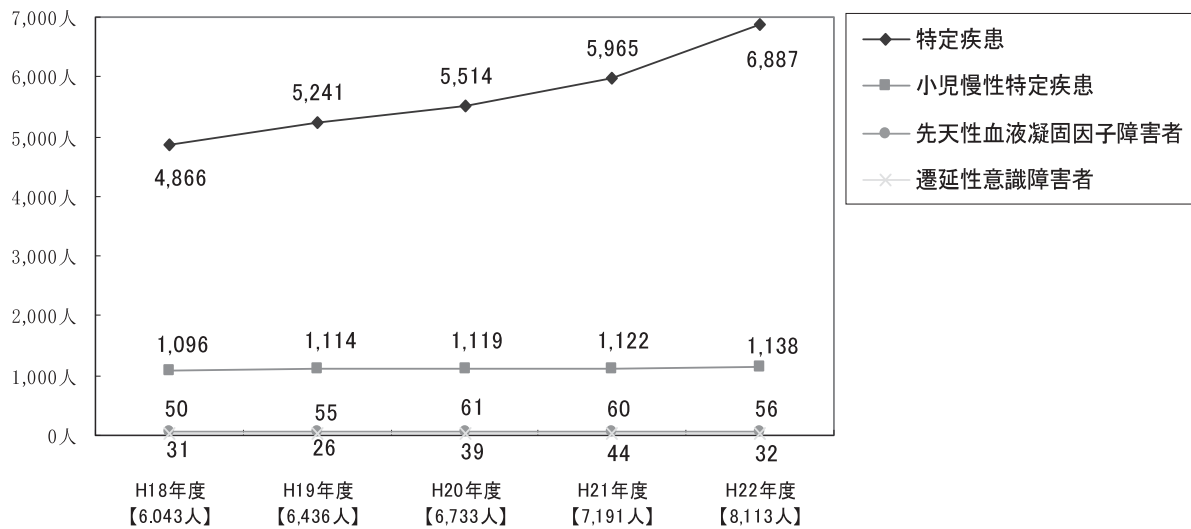
(2) 障害福祉サービス利用者数



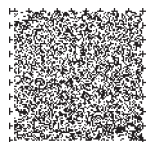
〔障害企画課調べ〕

(3) 難病認定者数

(単位：人)



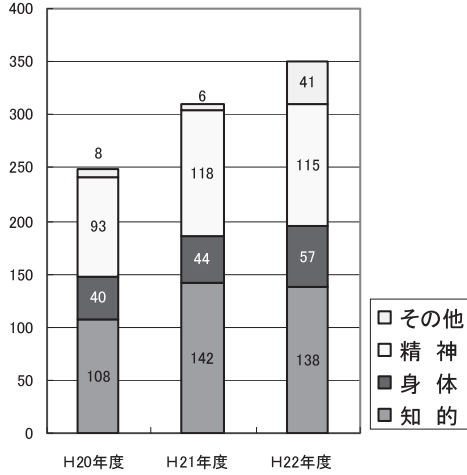
〔障害企画課調べ〕



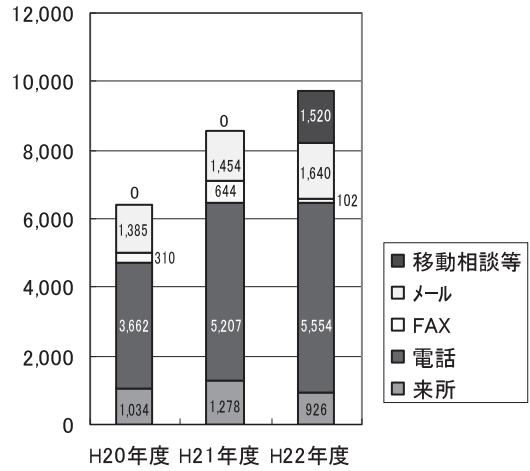
2 就労・社会参加の状況

(1) 障害者就労支援センターの利用状況

i) 利用者状況 (単位：人)



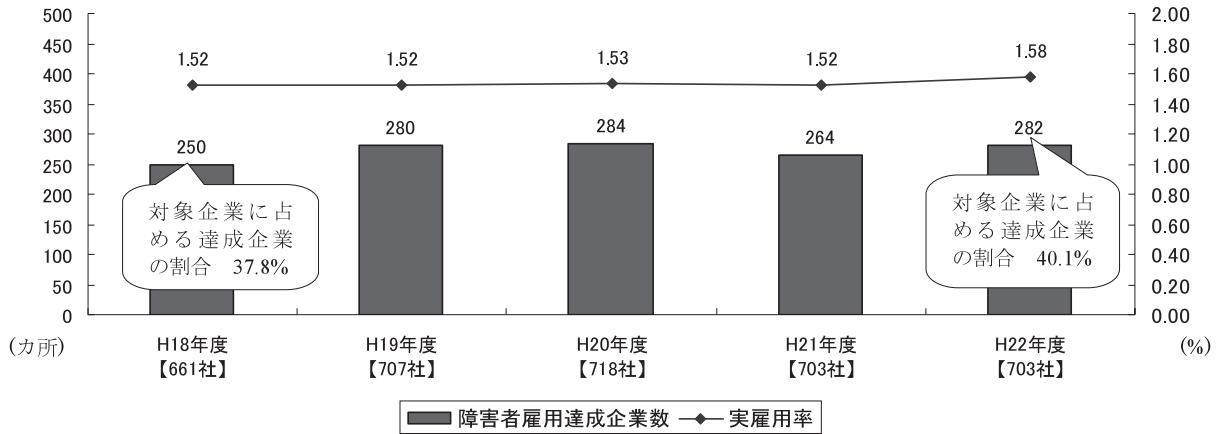
ii) 相談状況 (単位：件)



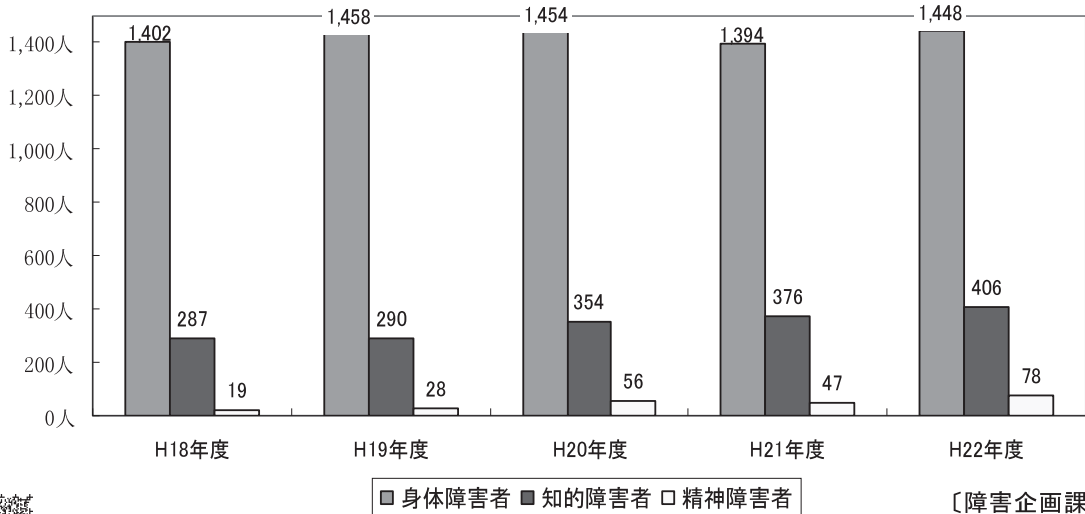
〔障害企画課調べ〕

(2) 障害者実雇用率と障害者実雇用率達成企業の状況

ハローワーク仙台管内に本社を有し、常用雇用労働者 56 人以上の民間企業（特殊法人は 48 人以上）と、常用雇用する職員が 48 人以上（一定の教育委員会は 50 人以上）の地方公共団体から、6 月 1 日現在の雇用状況の推移。



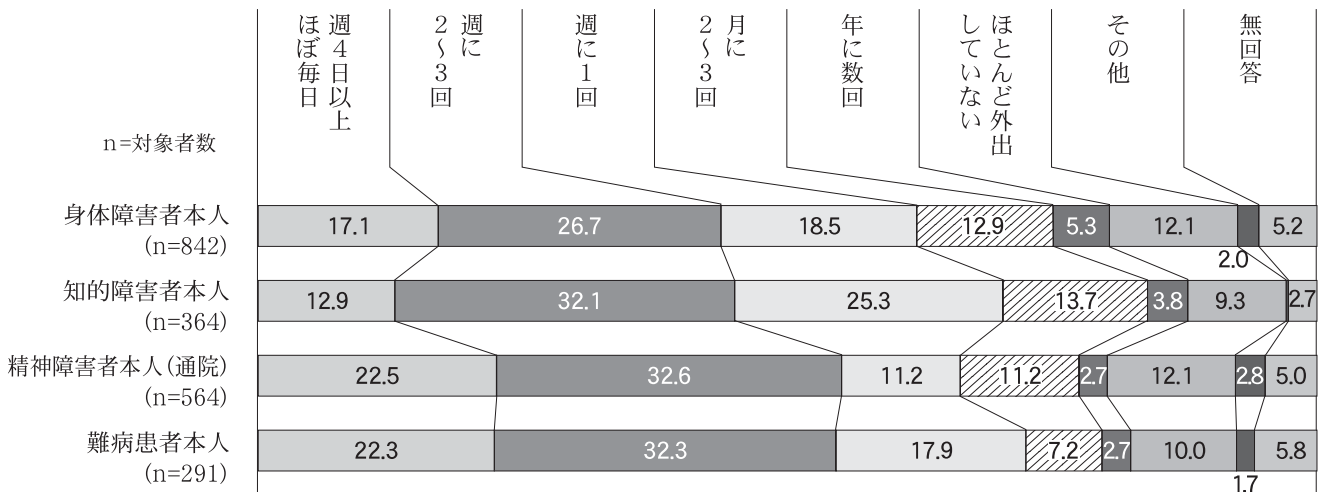
(3) 障害者雇用者の障害別内訳



〔障害企画課調べ〕

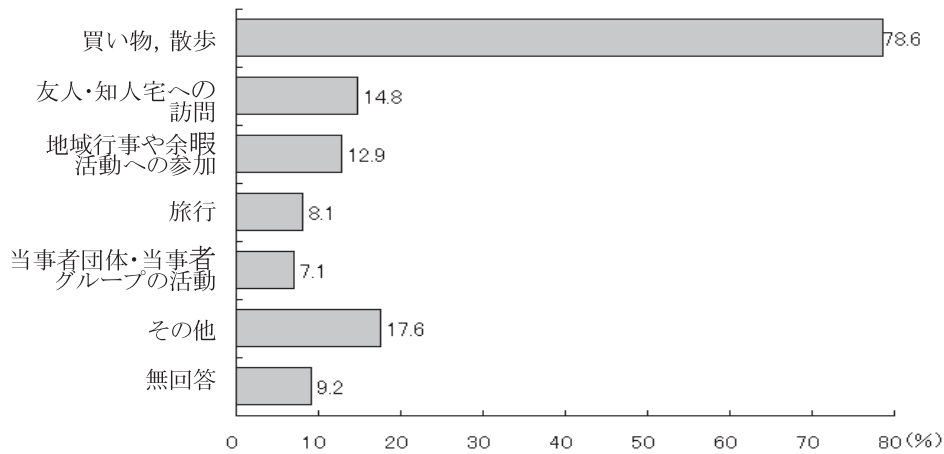


(4) 外出頻度（通勤，通学，通院，通所を除く）



〔障害者保健福祉に関する基礎調査〕

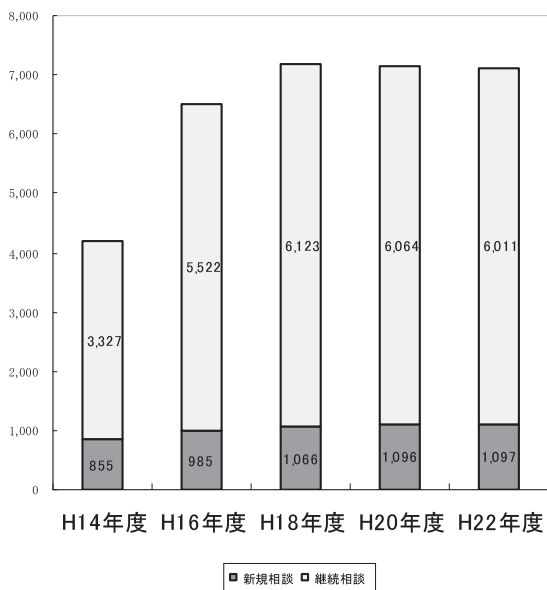
(5) 主な外出の目的（通勤，通学，通院，通所を除く）（複数回答）



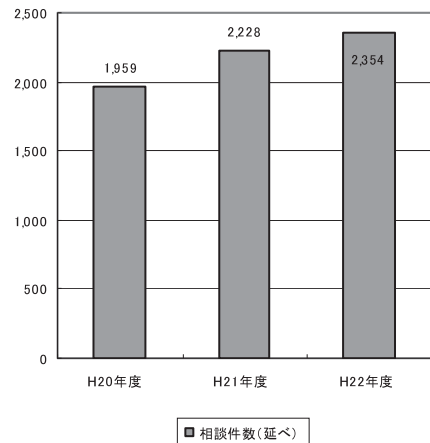
〔障害者保健福祉に関する基礎調査〕

3 障害児に関する相談件数の推移

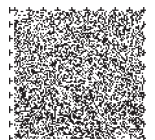
(1) 発達相談支援センター（アーチル）における相談件数



(2) 仙台市自閉症児者相談センター（仙台市若林障害者福祉センター内）における相談件数



〔発達相談支援センター調べ〕



(3) ライフ・ステージごとの新規相談における主訴

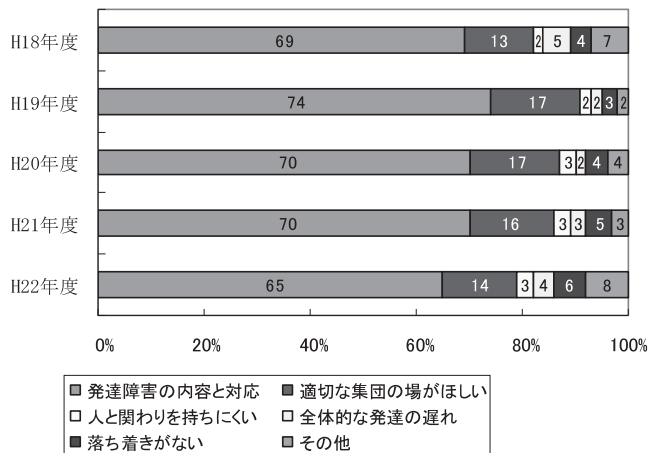
i) 乳幼児の新規相談

主訴の内容 (22年度) [単位：件]

| | |
|-------------|-----|
| 発達障害の内容と対応 | 417 |
| 適切な集団の場がほしい | 89 |
| 人と関わりを持ちにくい | 21 |
| 全体的な発達の遅れ | 23 |
| 落ち着きがない | 37 |
| その他※ | 55 |
| 計 | 642 |

※その他は、施設入所及び在宅支援のための訪問等

主訴内容の推移

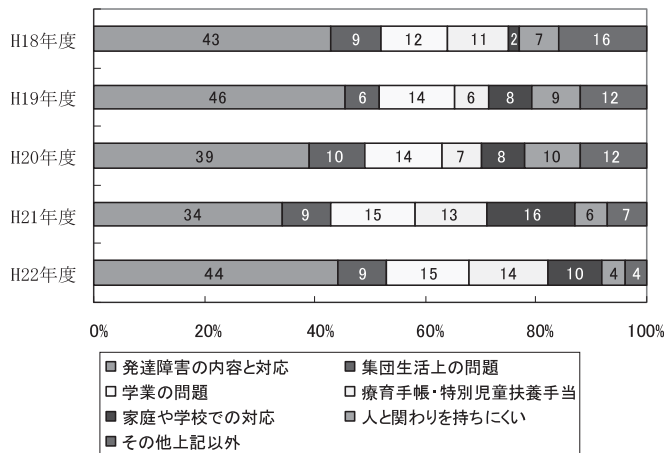


ii) 学齢児の新規相談

主訴の内容 (22年度) [単位：件]

| | |
|---------------|-----|
| 発達障害の内容と対応 | 133 |
| 集団生活上の問題 | 27 |
| 学業の問題 | 45 |
| 人と関わりを持ちにくい | 11 |
| 家庭や学校での対応 | 29 |
| 適切な集団の場がほしい | 2 |
| 落ち着きがない | 3 |
| 療育手帳・特別児童扶養手当 | 42 |
| その他 | 7 |
| 計 | 299 |

主訴内容の推移

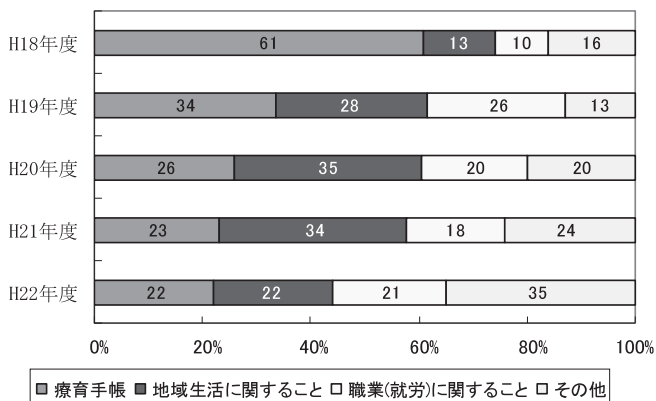


iii) 成人の新規相談

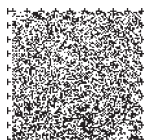
主訴の内容 (22年度) [単位：件]

| | |
|--------------|-----|
| 療育手帳 | 34 |
| 地域生活に関すること | 35 |
| 職業(就労)に関すること | 33 |
| その他 | 54 |
| 計 | 156 |

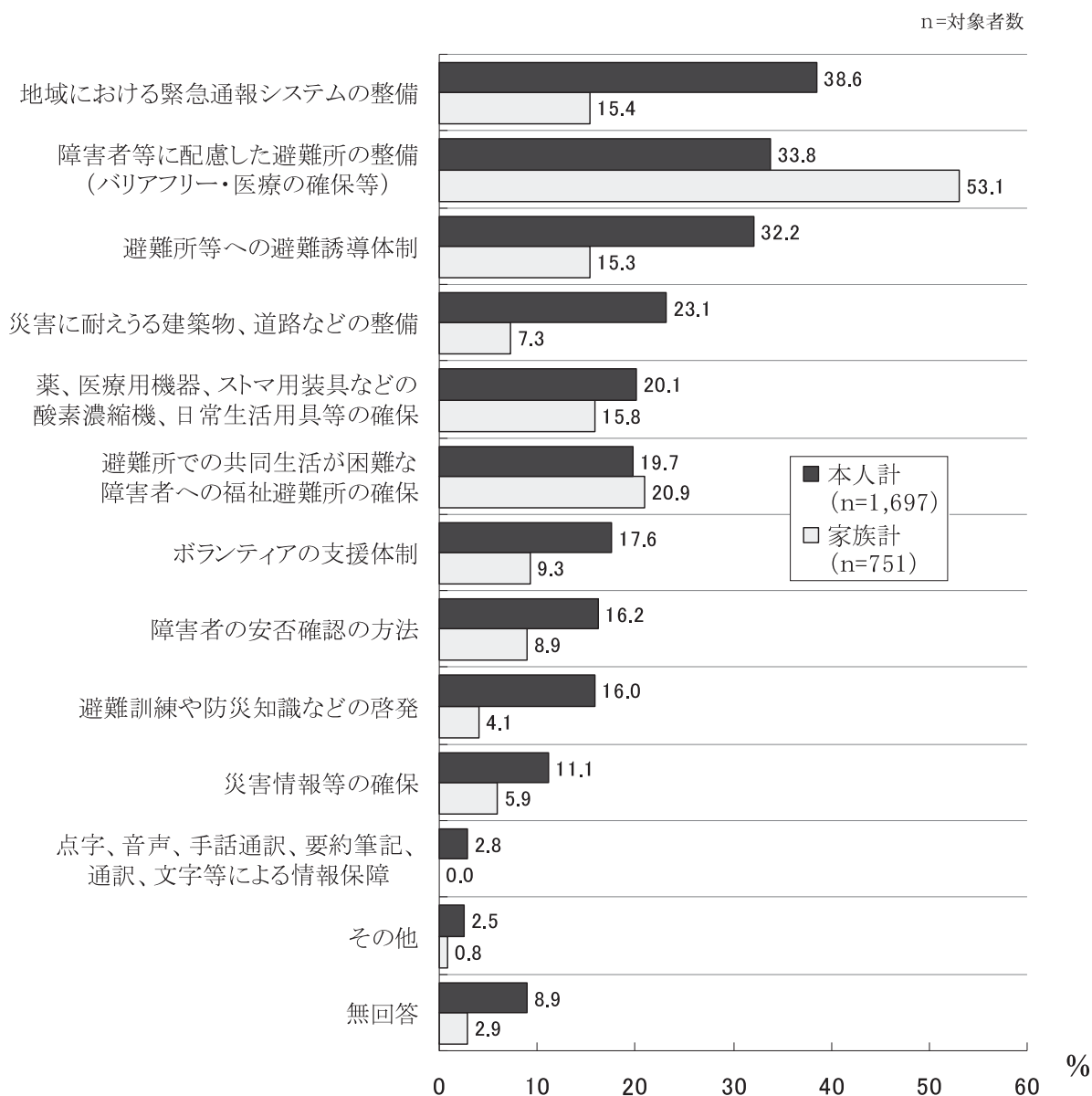
主訴内容の推移



〔発達相談支援センター調べ〕



4 災害に対して最も大切と思う対策（複数回答）

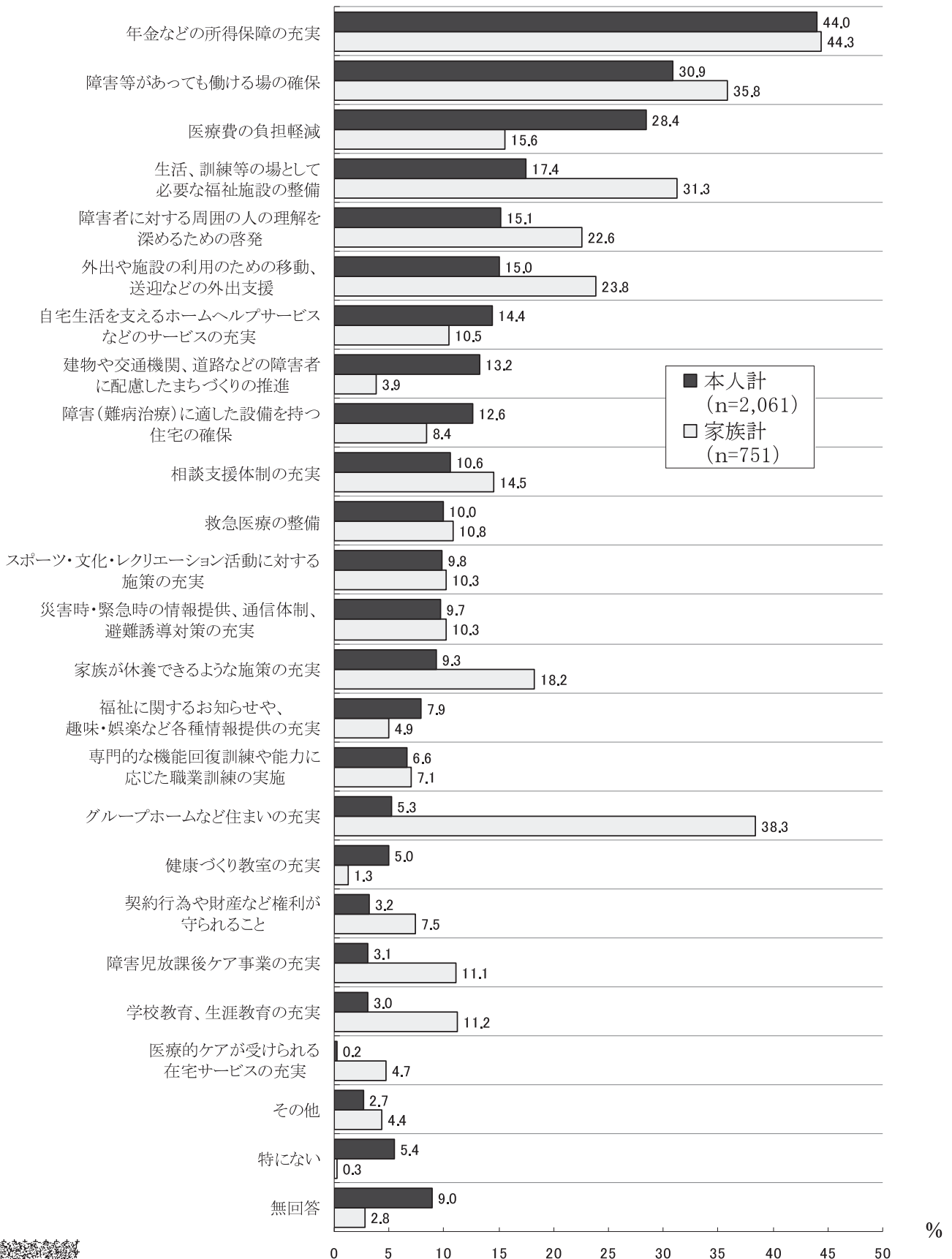


(注：東日本大震災前に調査)
〔障害者保健福祉に関する基礎調査〕

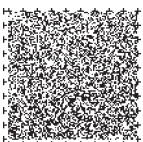


5 今後充実してほしい施策（複数回答）

n=対象者数



〔障害者保健福祉に関する基礎調査〕



・用語の解説

ア行

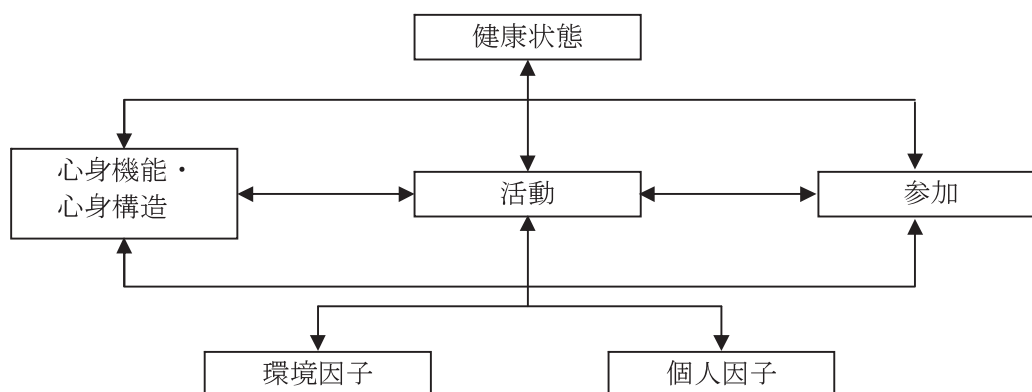
ICF（国際生活機能分類）

前障害者保健福祉計画（平成18年度～23年度）から、ICFの活用という視点を掲げた。

ICFとは、平成13(2001)年にWHO（世界保健機関）が提唱した、国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health）の略称。

「障害」のとらえ方には、個人の「心身機能・構造」による「医学モデル」と、主として社会が生み出すものとする「社会モデル」とあるが、ICFは、「医学モデル」「社会モデル」を合わせた「統合モデル」である。

「健康状態」、「心身機能・心身構造」、「活動」、「参加」、「環境因子」、「個人因子」という要素の相互作用や複合的な関係とみなされるといえるもので、次のような図で示される。



例えば、仲間とスポーツをしたい（個人因子）が、足が不自由で車椅子でしか移動できない（心身機能・心身構造）ので参加しづらい。しかし、バリアフリー化が進む（環境因子）ことにより、外出しやすくなり、スポーツにとどまらず、幅広く交流する機会が増え（活動・参加）、心身ともに充実した生活を過す（健康状態）ことができる、というもの。

ただし、健康状態は結果ではなく、心身機能・構造、活動、参加に影響を与え、更に他の要素にも影響する。また、相互作用等がマイナス方向に働くこともある。

大切なことは、支援の必要な方の全体像をとらえ、構成する要素のプラスの側面を高め、相互作用等をプラスの方向に働かせ、好循環をつくり出していくことにより、意欲や生活能力が引き出され（エンパワーメント）、一層充実した生活を送ることができるよう努めて行くことといえる。

いきいき市民健康プラン

すべての市民が健康でいきいきと安心して暮らしていくための取り組みを展開していくための目標と方向性を定めた計画。

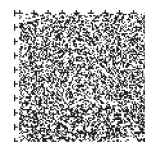
医療的ケア

日常的に行われる経管栄養注入やたんの吸引、導尿補助などの医療的な生活援助行為のこと。

カ行

介護給付

障害者自立支援法による自立支援給付のうち、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行



援護，行動援護，重度障害者等包括支援，短期入所（ショートステイ），療養介護，生活介護，障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援），共同生活介護（ケアホーム）を指す。

旧法施設

障害者自立支援法（平成 18 年施行）より以前の諸法によって設立されている障害者福祉施設を指す。平成 23 年度末までに障害者自立支援法へ移行。

訓練等給付

障害者自立支援法による自立支援給付のうち，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A 型＝雇成型，B 型），共同生活援助（グループホーム）を指す。

権利擁護

人権が侵されないよう保護すること。

強度行動障害

多動，自傷，他害，器物破損等，生活環境への行動障害が著しい状態。

サ行

自閉症

中枢神経系の機能異常による発達障害の一種で，他人との関わりやコミュニケーションの障害，特定の行動や対象への強いこだわりなどの特徴がある。なお，知的障害を伴わない自閉症を高機能自閉症という。

重症心身障害

重度の知的障害と重度の肢体不自由を重複している障害。

障がい者制度改革推進本部

障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行うため，平成 21(2009)年に内閣に設置されたもの。

障害者の権利に関する条約（仮称）

平成 18（2006）年 12 月に国連総会にて採択された障害者の権利を補償する条約で，障害者に対する差別の撤廃，社会参加の促進を目的としている。20 カ国の批准により発効されるが，批准国は国内法の整備等の措置が義務付けられる。

障害者虐待防止法

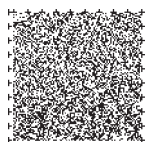
正式名称は「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障害者の虐待の予防と早期発見，及び養護者への支援を目的とする。

障害者基本法

全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として，障害者の定義や地域社会における共生，差別の禁止等のほか基本的施策を定めた法律。

障害者ケアマネジメント

障害のある方の地域における生活を支援するために，ケアマネジメントを希望する方の意向を踏まえて，福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと，様々な地域の社会資源の間に立って，複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに，総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し，さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。



小地域福祉ネットワーク活動

支援を必要とする方々が地域で自立した生活を送れるよう、地区社会福祉協議会が主体となって住民同士で見守り支えあう活動。

成年後見制度

知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、家庭裁判所が申し立てにより、その方の権利を守る援助者（「青年後見人」など）を選ぶことにより、法律的な支援を行う制度。

セルフヘルプ

同じ病気や悩みを持つ当事者同士が、お互いの体験を共有しながら支えあって社会参加を目指す。

仙台市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

高齢者保健福祉施策の総合的な推進を目的とし、併せて介護保険事業の計画を定める計画。

仙台市震災復興計画

東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系化し、計画的に推進することにより、一日も早い復興を達成するための計画。

仙台市すこやか子育てプラン 2010

子供の育ちと子育て支援に関する施策を総合的に推進するための計画。

仙台市総合計画 2020

地方自治法第2条第4項の規定に基づく総合かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」と、それを推進するための長期的な目標を掲げる「基本計画」及び中間計画である「実施計画」の3つで構成される市政運営全般にわたる計画。時代が大きな転換期を迎えている中、さまざまな困難を乗り越え、未来に希望をつなぐために、多くの知恵と力を集め、誰もが心豊かに暮らし続けることができる「ひとが輝く杜の都」の実現をめざしている。

仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

障害のある方、高齢の方、乳幼児連れの方など日常生活や社会生活上、行動に制約がある方が、建築物や道路、公園等の施設を円滑に利用できるようにするために整備基準等を定める条例。一定の面積を超える公益的施設の工事については、整備基準に適合することが必要である。

夕行

中途障害

生まれながらある先天的な障害とは異なり、人生の半ばで事故や病気により障害が生じること。

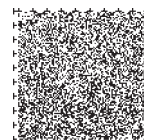
高次脳機能障害

交通事故や脳卒中などによって脳に損傷を受けたことにより、記憶や注意、思考、言語、学習などに障害が生じ、生活に支障がある状態。

ナ行

難病

「原因不明で、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す可能性が高い病気」で、「経過が慢性的で、経済的負担が大きいだけでなく、介護者の負担や精神的な負担が大きい病気」を指す。



八行

発達障害

乳幼児期から幼児期にかけてさまざまな原因が影響し、発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障害。代表的なものとしては広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)などがある。

バリアフリー

公共施設や住宅などにおいて、段差などの物理的な障壁や不便さをなくすこと。また、高齢の方や障害のある方等を含め、全ての人が壁を感じることをないような社会をつくろうという考え方。

ピアカウンセリング

障害のある方同士が対等な立場で行うカウンセリング。互いの悩みなどを語り合い、傾聴し合い情報交換を行うことを通して、自分で自分の問題を解決することを支援する。（ピア(peer)は仲間や同僚の意味）

ピアサポート

同じような悩みや背景を持つ人、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支えあうこと。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

Post Traumatic Stress Disorder の略。生死に関わるような危険にあったり、死傷の現場を目撃したりするなどの体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残って心の傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるなど、様々なストレス障害を引き起こす病気のこと。

BCP（事業継続計画）

自然災害や大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業所等の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業（サービス）の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

福祉的就労

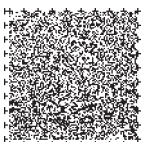
就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等で就労すること。

福祉避難所

指定避難所で生活を続けることが困難な高齢の方や障害のある方等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所。

放課後等デイサービス

児童館等の利用が困難な障害児を対象として、放課後や夏休みなどの長期休暇期間中に地域で豊かに生活するため、遊びや創作的活動の場を提供するとともに、障害児の自立を促進する事業。



・ 仙台市障害者保健福祉計画・第3期障害福祉計画策定検討経過

1. 障害者保健福祉基礎調査の実施

平成22年12月から平成23年2月にかけて、障害のある方、家族、障害福祉サービス関係者及び市民へのアンケート（6,694名に配布、有効回収率51.9%）及び障害者団体、難病・小児慢性疾患家族団体、地区社会福祉協議会関係者36団体への聴き取りによる調査を実施。

併せて仙台市障害者施策推進協議会委員による障害のある方、家族、関係者へのヒアリング（合同ヒアリング17名、訪問ヒアリング26名）を実施。

2. 市民参画

平成23年12月20日から平成24年1月20日まで、中間案によるパブリックコメントを実施。40人・団体から92件の意見が寄せられた。

3. 仙台市障害者施策推進協議会における議論

- (1) 第1回会合：両計画策定に係る諮問
3つの作業部会の設置を決定
- (2) 第2回会合：現計画の取り組み状況と課題の抽出
- (3) 第3回会合：計画骨子の決定
- (4) 第4回会合：計画中間案とりまとめ
- (5) 第5回会合：計画答申とりまとめ

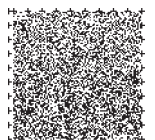
4. 作業部会における主な検討事項

- (1) 障害児支援作業部会（5回開催）
 - ・ 障害児施設における就学前療育のあり方と今後の方向性について
 - ・ 児童・生徒の放課後対策のあり方と今後の方向性について
- (2) 就労支援作業部会（4回開催）
 - ・ 多様な就労による生きがいづくりについて
 - ・ 障害者就労支援体制の充実について
- (3) 災害時対応作業部会（4回開催）
 - ・ 東日本大震災における災害時対応の経験について
 - ・ 障害のある方の災害時対応に関する課題と対応のあり方について

5. その他関係する会議における意見聴取

- (1) 仙台市障害者自立支援協議会
障害のある方の相談支援体制について議論
- (2) 仙台市精神保健福祉審議会
精神障害のある方に対する支援について議論

| | 仙台市障害者 施策推進協議会 | 作業部会 | 他の協議会等 | パブリックコメント | 市議会 |
|------------------------------|-------------------|---|--------------------|-------------------|-------------------|
| 平成22年 12月～ 平成23年 2月 | ヒアリング実施 | | | 障害者保健福祉基礎 調査実施 | |
| 6月 | 29日：第1回 同日：諮問 | | | | 常任委員会 (基礎調査報告) |
| 7月 | | 25日：障害児支援作業部会 29日：就労支援作業部会 | 26日：障害者 自立支援協議会 | | |
| 8月 | 25日：第2回 | 9日：災害時対応作業部会 30日：障害児支援作業部会 | | | |
| 9月 | | 8日：災害時対応作業部会 16日：就労支援作業部会 21日：障害児支援作業部会 | | | |



| | | | | | |
|-------------|------------------|--|---|-------------------------|------------------|
| 10月 | 31日：第3回 | 12日：災害時対応作業部会 26日：障害児支援作業部会 27日：就労支援作業部会 | | | |
| 11月 | | 9日：災害時対応作業部会 17日：障害児支援作業部会 17日：就労支援作業部会 | | | |
| 12月 | 1日：第4回 | | | 15日：中間案公表 20日～市民意見募集 | 常任委員会 (中間案報告) |
| 平成24年 1月 | | | 24日：障害者 自立支援協議会 27日：精神保健福 祉審議会 | 市民意見募集～20日 | |
| 2月 | 6日：第5回 21日：答申 | | | | |
| 3月 | 策定 | | | | |

・ 仙台市障害者施策推進協議会委員・専門委員名簿

(敬称略／役職・五十音順)

○ 委員

| | 氏名 | 所属・役職等 |
|-----|---------|-------------------------------|
| 会長 | 阿部 一彦 | 東北福祉大学教授 |
| 副会長 | 大坂 純 | 仙台白百合女子大学教授 |
| | 赤間 宏 | 仙台市教育局特別支援教育課長 |
| | 伊藤 清市 | NPO 法人ゆにふりみやぎ理事長 |
| | 岩館 敏晴 | 国見台病院院長 |
| | 菅野 淑江 | シエルの会（宮城県高機能広汎性発達障害児親の会）会員 |
| | 桔梗 美紀 | 株式会社ジョイヤ代表取締役 |
| | 久保野 恵美子 | 東北大学大学院法学研究科教授 |
| | 黒瀧 和子 | NPO 法人みどり会合同委員 |
| | 坂井 伸一 | 精神障害者を支える地域ネットワーク会議「あ・んの会」副会長 |
| | 白江 浩 | NPO 法人宮城県患者・家族団体連絡協議会理事長 |
| | 鈴木 直子 | 西仙台歯科医院院長/仙台歯科医師会副会長 |
| | 瀬野 幸治 | 瀬野整形外科診療所院長/仙台市医師会理事 |
| | 中村 晴美 | 社会福祉法人わらしべ舎理事長 |
| | 橋本 裕樹 | 社会福祉法人みずきの郷理事長 |
| | 目黒 久美子 | 宮城県自閉症協会会長 |
| | 諸橋 悟 | 仙台市障害者就労支援センター所長 |
| | 八木 伸善 | 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事 |
| | 山縣 浩 | NPO 法人アイサポート仙台理事長 |
| | 渡辺 隆 | 仙台公共職業安定所職業相談部長 |



○ 障害児支援作業部会 専門委員

| | 氏名 | 所属・役職等 |
|------|---------|------------------------------|
| 委員長 | 赤間 宏 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |
| 副委員長 | 菅井 邦明 | 東北福祉大学社会福祉学科教授 |
| | 小野寺 信子 | 仙台市袋原たんぼぼホーム園長 |
| | 加々見 ちづ子 | (社福)なのはな会常務理事 仙台市なのはなホーム園長 |
| | 菅野 淑江 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |
| | 中村 祥子 | NPO 法人グループゆう代表理事/仙台市サンホーム管理者 |
| | 橋本 裕樹 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |
| | 谷津 尚美 | NPO 法人アフタースクールぱるけ理事長 |

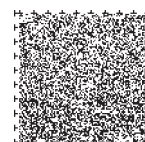
○ 就労支援作業部会 専門委員

| | 氏名 | 所属・役職等 |
|------|---------|---|
| 部会長 | 大坂 純 | 仙台市障害者施策推進協議会副会長 |
| 副部会長 | 黒澤 哲 | NPO 法人自閉症ピアリンクセンター「ここねっと」センター長 |
| | 相澤 治 | 宮城教育大学附属特別支援学校進路指導主事 |
| | 桔梗 美紀 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |
| | 佐々木 智賀子 | NPO 法人ほっぷの森 どんまいネットみやぎコーディネーター |
| | 中内 明美 | ランスタッド株式会社仙台中央オフィス 仙台市しょうがい者雇用促進事業室長代理 |
| | 中村 晴美 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |
| | 渡辺 隆 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |

○ 災害時対応作業部会 専門委員

| | 氏名 | 所属・役職等 |
|------|--------|----------------------------|
| 委員長 | 白江 浩 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |
| 副委員長 | 伊藤 清市 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |
| | 株木 孝尚 | 日本障害フォーラム (JDF) みやぎ支援センター長 |
| | 斎藤 栄樹 | 宮城野障害者生活支援センター主任相談員 |
| | 坂井 伸一 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |
| | 鈴木 成貴 | 宮城野障害者福祉センター 主任支援員 |
| | 目黒 久美子 | 仙台市障害者施策推進協議会委員 |
| | 森 孝義 | 仙台市民生委員児童委員協議会副会長 |

* オブザーバーとして日本障害フォーラム (JDF) みやぎ支援センター事務局長が出席



・ 仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和六三年一二月二〇日
仙台市条例第一二八号

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第三項の規定に基づき、仙台市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平六、三・平一三、一〇・平一七、三・平二三、一〇・改正)

(組織)

第二条 協議会は、委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験者
- 三 障害者
- 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 五 市の職員

(平六、三・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

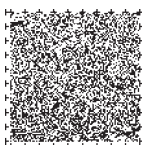
第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

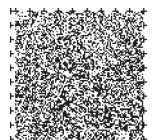
この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平六、三・改正)

(施行期日)



- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
(平成六年五月規則第四九号で、平成六年六月一日から施行)
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第二条第二項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。
 - 3 改正後の第二条第二項第三号及び第四号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成七年五月三十一日までとする。
附 則(平一三、一〇・改正)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平一七、三・改正)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、市長が定める日から施行する。
(平成一七年八月規則第九二号で、附則ただし書に係る規定は、平成一七年八月一〇日から施行)
附 則(平二三、一〇・改正)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平二四、三・改正)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、市長が定める日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の際に仙台市障害者施策推進協議会の委員であった者の任期については、なお従前の例による。





仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画

平成24年3月

編集・発行／仙台市健康福祉局健康福祉部障害企画課
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電話番号 022-214-8163
F A X 022-223-3573
E-mail fuk005330@city.sendai.jp

表紙の作品 「祭」……………斎藤 大輝さん 「願いを込めて…」…加藤 広美さん
「雨上がりの「大池」ハス」…瀬尾 和子さん 「季節の花」……………矢沢 歩美さん
「絆」……………小松喜久恵さん

